

金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例(案)に対するパブリックコメント結果

1. 意見の応募者数及び件数

- 応募者数・件数 ・パブリックコメント 個人15人・21件
- 発言者数・件数 ・住民説明会 個人4人・7件
- 男女内訳 ・パブリックコメント 男性7人・女性8人
・住民説明会 男性3人・女性1人
- 年代別 ・パブリックコメント 30代 1人・60代 4人・70代 10人
※住民説明会出席者の年齢は不明

2. 意見の概要と村の考え方

※「パ」・・・パブリックコメントでの意見、「住」・・・住民説明会での意見

※住民説明会当日の回答と内容を変更修正している部分があります。

No.	条	意見の概要	意見に対する考え方
パ 1	第2条	環境保全という基本理念から定義に一般ごみ、産業廃棄物の追加を検討しては。	本条例で使われる言葉のうち、重要な概念であり、繰り返し用いられる言葉について定義しています。「一般ごみ」「産業廃棄物」という言葉については本条例で使われていないので、定義をしていません。
パ 2	第4条	第4条「村の責務」に「村民から訴えや通報があれば速やかに対応する」ことを明記して欲しい。	全ての者が協働して環境の保全に取り組むという本条例の基本理念に基づき、第8条(通報)で村民等からの通報の規定と、それに対し、村が環境保全の見地から必要があると認める時は、すみやかに措置を講ずるとしています。
パ 3	第4条	第3項「必要に応じ関係行政機関と協力して」をより強い表現で「環境保全に係る事象を認知した際は、すみやかに関係行政機関に通報し事後の対応に努める」に検討してほしい。	周辺自治体との連携が必要な場合については、第17条(広域的公害防止施策)で「他の関係行政機関と連携を密に行い相互に協力して必要な施策を行うよう努めなければならない」と規定しており、村として適切に条例を運用していきます。
パ 4	第4条	巡視、検査等を機能化させるため、監視等の体制整備の追加の検討が必要では。	村民等との協働により環境の保全に取り組んでいくために、第8条(通報)で村民等からの通報の規定と、それに対し、村が環境保全の見地から必要があると認める時は、すみやかに措置を講ずるとしています。
住 5	第14条	第6条で「事業者は～必要な措置を講ずる責務を有する」となっているので、第1項の「必要な措置を講ずることを要請することができる」を「要請する」にしてほしい。	ここでの「要請することができる」は、村に「要請する権限を付与する」という趣旨です(授權規定)。村は特定事業により生活環境に影響を与えるおそれがあると認める場合は要請を行うなど、村として適切に条例を運用していきます。

	No.	条	意見の概要	意見に対する考え方
パ	6	第14条	第1項に下線部の内容を追加してほしい。 「説明会や意見交換会を開催する等により周辺住民等の同意を得る等、必要な措置を…」	各種法令等に基づいて許可を経て事業を実施するものに対し、村が住民の同意を得るよう要請することを条例で規定することは違法性が高くなります。
住 パ	7	第14条	第2項の「十分な理解を得るように努めなければならない」を「周辺の同意を得ることが必要である」に書き換えてほしい。	各種法令等に基づいて許可を経て事業を実施するものに対し、村が住民の同意を得るよう要請することを条例で規定することは違法性が高くなります。
住	8	第14条	第14条第2項の「十分な理解を得るように努めなければならない」を、「同意を得るように努めなければならない」に変更してほしい。これなら努力義務なので違法にはならないのではないか。	第14条については検討委員会でも時間をかけて議論いたしました。第2項の一部だけではなく、第14条全体を見ていただくと、第3項では周辺住民から特定事業者への意見申出を規定し、第4項では申し出を受けた特定事業者は、当該意見を尊重し、紛争が生じないよう配慮して事業を施行するよう規定しています。さらに第5項では紛争についての調整の申し出があった場合は、村があっせんを行う規程となっています。同意の努力義務を求めると、さらに具体的な内容を規定していますので、いただいたご意見に沿った内容になっていると考えています。
住	9	第15条	第6条で「事業者は～必要な措置を講ずる責務を有する」となっているので、第15条の「必要な措置を講ずることを要請することができる」を、「要請する」にしてほしい。	ここでの「要請することができる」は、村に「要請する権限を付与する」という趣旨です（授権規定）。村は特定事業により生活環境に影響を与えるおそれがあると認める場合は要請を行うなど、村として適切に条例を運用していきます。
パ	10	第15条	第14条第2項の「十分な理解を得るように」を「十分な理解と同意を得るよう」に変更し、同様の条文を第2項として追加してほしい。	市町村条例の範囲は、地方自治法第14条で「当該自治体の区域における事務に限られる」と定められています。そのため、村の区域外で事業を行う事業者に対して直接、村の条例で規制することはできませんが、第15条に規定しているとおり、村として事業者に村内で事業を行う場合と同様に要請を行います。
住	11	第19条	第19条の立入調査を行った際に、違法行為を発見した場合、誰が告発をするのか。それを条例に明記してほしい。	村環境条例以外の法や条例などに違反している場合は、それぞれの法や条例で規定されているため、村環境条例では規定しませんが、違法行為を発見した場合には所管の行政機関に情報提供を行います。
住	12	第19条	第19条の立入調査についての予算はどうなっているのか。	立入調査については必要に応じて対応してまいります。今後必要に応じ、予算措置を行います。

	No.	条	意見の概要	意見に対する考え方
住	13	第20条	第1項及び第2項の語尾が「することができる」になっているが「するものとする」にならないのか。「指導(勧告)することができる」だとするのかしないのかははっきりしない。	ここでの「することができる」は、一定の行為をする権限を付与するという趣旨です(授權規定)。必要なときは指導や勧告を行うなど、村として適切に条例を運用していきます。
パ	14	第20条	罰則(罰金)も必要な措置と考える。	各種法令等において守るべき具体的な義務に反する行為に対して、改善命令、代執行、罰則などが定められています。今回の条例は、そうした法令等からもれ落ちているところ、手の届かないところについて規定しようという趣旨で規定していますが、本条例で定めている義務は抽象的、かつ理念的な内容のものが多いため、命令や罰則にはなじまないものと考えています。
パ	15	第22条	廃棄物処理法の違反の場合きつい罰則がある。第22条「不法投棄等の禁止」にこれらの法律の規定を盛り込めないのか。	廃棄物処理法において罰則規定があり、村としては法律や条例に基づく適切な権限行使を行います。
パ	16	第23条	野良犬、野良猫の繁殖防止に住民が協力しあって不妊手術等をしているとき、村の援助が出来るようにしてほしい。	犬は人を咬むなど、危害を加えるおそれがあることから、野良犬については、大阪府動物愛護管理センターによって收容されます。また、狂犬病予防の観点からも野良犬への不妊手術に対する村の援助は難しいと考えます。一方、野良猫については地域一体となって不妊手術等をしている場合、大阪府による助成を受けられる場合もあります。なお、今年度は村で「地域活動活性化補助事業」という村民の活動団体を支援する制度を実施しています(8月から第3次募集を実施中)ので、必要に応じて活用していただければと思います。
住	17	—	村は業者と住民と五分五分の間に立つのではなく、環境を保とうという点で、村独自に入口で指導してほしい。中間点に立って、法律にあるから業者も保障しなければならないというものではない。努力義務の立場では表現しないでほしい。	第12条に規定しているとおり、環境に配慮した公害防止協定の締結等、村として必要な措置を講じていきます。住民の気持ちに寄り添いながら、法律や条例に基づき、適切な権限行使を行ってまいります。